

基本目標 6 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るための活動の推進

【現状と課題】

弘前警察署管内の子どもの交通事故発生状況をみますと、平成15年から20年までは死者はでていないものの、20年1年間で幼児28人(前年比+5)、小学生39人(前年比-17)、中学生44人(前年比-3)の合計111人の傷者がでています。

市では、幼稚園、保育所(園)を利用する児童を対象とした交通安全教室を実施するほか、小・中学校からの要請を受けて自転車の乗り方等についての指導を行っています。

また、小学校への通学路上の危険な交差点に交通整理員を配置し、児童の登下校時の誘導・指導を実施しています。さらに、チャイルドシートの効用の理解と着用の推進のため、街頭啓発活動を行うほか、健診の機会を捉えて妊婦及びその家族に対する周知を実施しています。

子どもを交通事故から守るため、今後も幼児交通安全教室の継続実施、各学校が開催する交通安全教室に対する積極的協力、地域や関係団体との協働による交通安全指導を促進するほか、広報活動や各種啓発活動を推進する必要があります。

【具体的施策】

具体的施策	内 容	担当課
幼児交通安全教室	前期は城北公園交通広場で、信号の見方、横断の仕方などの交通ルールを学びます。 後期は各施設を訪問し、前期教室で学んだ交通ルールの復習を行います(隔年で全施設実施)。	市民生活課
小中学校での交通安全教室	子どもの交通安全教育推進のため、各学校が企画する交通安全教室に対し協力します。	市民生活課
交通整理員設置	小学生の登下校時の安全を確保するため、危険な交差点に交通整理員を配置します。	市民生活課

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

近年、声がけ事犯や不審者の出没など子どもの安全・安心が脅かされており、社会及び地域全体での取組みが必要となっています。

他県で発生した悲惨な事件を契機として、市内の小学区ではPTAや児童の健全育成に関わるボランティアを中心に、通学時間に街角に立ったり、道路の清掃や犬の散歩等日課の一部を通学時間に合わせる等、子どもの見守りを行う活動が徐々に広がってきています。

地域ボランティアの活動を支援し、拡大に向けて周知するため、適切かつ広範な情報の収集・提供に努めるとともに関係機関・団体等との連携を図り、子どもの安全・安心の確保が求められます。

また、携帯電話やインターネットの普及により、出会い系サイトに関連した犯罪や、学校裏サイトにおけるネット上のいじめなど新たな問題が発生しており、その対策としてフィルタリングの普及や地域・学校・家庭における情報モラル教育が必要となっています。

【具体的施策】

具体的施策	内 容	担当課
街灯整備（再掲）及び「子ども110番ステッカー」の活用	通学路の安全確保のため、住民の要望箇所へ街灯を設置するとともに、街灯の維持管理を行っている町会等に対し経費の一部を助成します。 また、子どもが危険な事態に遭遇したときの緊急避難場所である「子ども110番の家」や車で子どもを見守る「子ども安全パトロール」などのステッカー配布を市連合父母と教師の会が中心に進めます。	市民生活課 生涯学習課
広報活動	子どもを犯罪から守るため、子どもが被害者となる犯罪に関する市の情報、また、関係機関との情報交換等によって得られた情報は、広報ひろさき・市政だより等を利用して市民への情報提供を行います。	児童家庭課
防犯ボランティア支援及び連携	情報交換の場の提供等、地域の青少年健全育成ボランティアを中心とした防犯ボランティアの活動を支援します。 また、地域防犯活動を進めるため、他機関で設置するボランティアとの連携について検討します。	児童家庭課

具体的施策	内 容	担当課
フィルタリングソフト等に関する広報活動	小・中・高校生及びその保護者に対し、出会い系サイトの危険性とその被害から守るためのフィルタリングソフト等の周知を行います。	児童家庭課
小学校生徒指導連絡協議会研修会及び中学校生徒指導連絡協議会研修会	生徒を犯罪から守り、生徒指導の充実を期するため、小学校、中学校それぞれが年3回、合同開催が2回、年間計5回開催する研修会において、市教育委員会指導課、学校適応指導教室、少年相談センター、弘前児童相談所、弘前警察署等との情報交換及び研究協議を行います。	指導課
防犯用品整備事業	学校において不審者の侵入を防止し、その被害を防止するため、防犯用品を整備します。	学務課
ネットパトロール事業	<p>社会問題化している「ネット上のいじめ」に対応するため、あおもり生活指導実践研究所・学校裏サイトパトロール隊（弘前大学教育学部内）にネットパトロールを依頼し、事案があった際にその情報を受け、当該学校に連絡し、具体的対応をするよう依頼・助言しています。</p> <p>また、市においても監視を行い、事案を発見した場合は、当該学校へ情報提供します。</p>	<p>指導課</p> <p>児童家庭課</p>

被害に遭った子どもの保護

【現状と課題】

いじめや児童虐待などは子どもの心身に多大な影響を及ぼし、早期に適切な対応をすることがその子どもの一生を左右するといっても過言ではありません。

被害児童の精神的苦痛を軽減し、一日も早い立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者及び教員に対する助言等、教育相談体制の充実が求められており、専門的知識・技能や経験を持つカウンセラーなどを配置していきます。

【具体的施策】

具体的施策	内 容	担当課
スクールカウンセラーの配置（再掲）	学校における教育相談体制を充実させ、いじめ等による精神的苦痛の軽減と立ち直り支援のため、拠点校においてスクールカウンセラーを配置します。	指導課
心の教室相談員の配置（再掲）	中学生の心身の健全育成を図るため、生徒の悩み相談、話し相手、地域・学校適応指導教室と学校の連携支援、学校の教育活動の支援などに対応する心の教室相談員を各中学校に配置します。	指導課
ネットパトロール事業（再掲）	社会問題化している「ネット上のいじめ」に対応するため、あおもり生活指導実践研究所・学校裏サイトパトロール隊（弘前大学教育学部内）にネットパトロールを依頼し、事案があった際にその情報を受け、当該学校に連絡し、具体的対応をするよう依頼・助言しています。 また、市においても監視を行い、事案を発見した場合は、当該学校へ情報提供します。	指導課 児童家庭課